



冬の火災は・・・

『ゼロ距離』と『ほったらかし』に注意!!

～電気暖房器具は使う前に点検!!～



独立行政法人製品評価技術基盤機構 (通称:NITE ナイト)は、本格的な冬を迎えるにあたり、使用頻度が増える電気暖房器具として、「こたつ」と「電気ストーブ」による火災の危険性を注意喚起しています!!

NITEとは・・・工業製品などに関する技術上の評価や品質に関する情報の収集・提供などを行っている経済産業省所管の独立行政法人

「こたつ」「電気ストーブ」の事故は347件そのうち死亡事故は26件!!

NITE(ナイト)に通知された製品事故情報(2017年度～2021年度の5年間)

電気暖房器具は、火を使わないため安全に見えますが、可燃物がヒーター部に接触したことによる火災「ゼロ距離火災」、電源を切らずにその場を離れたり、電源コードの異常を放置したりしたことによる火災「ほったらかし火災」に注意しましょう!!

寒さが一層増すこの時期、使用上の注意をよく確認し、電気暖房器具とその周囲を点検することで、事故を未然に防ぎましょう。

⚠️ 電気こたつ



事故発生事例

・こたつの中に入れた洗濯物やこたつ布団がヒーターユニットに接触して火災が発生。

リコール製品の事故

- ・こたつのヒーターユニットを台に固定するための樹脂部品が不具合品であったため、熱で破断しヒーターユニットが落下して付近の可燃物に接触し焼損した。
- ・電気ストーブのスイッチ部に使用されていた電子部品が不良品であったため、異常発熱して火災が発生。

⚠️ 電気ストーブ



事故発生事例

- ・電気ストーブの周辺に置かれた衣類が放射熱により加熱され火災が発生。
- ・近くのカーテンが接触して火災が発生。

事故防止のためのチェックポイント!!

- ☑️ 可燃物と接触しないように距離をとる!!
- ☑️ 就寝時や外出時に電源プラグをコンセントから抜いておく!!
- ☑️ 電源コードを引っ張らない。(電源プラグを抜き差しする際は、電源プラグを手で持って抜く)
- ☑️ 折り曲げない。(保管時には、電源コードをこたつのヒーターユニットや電気ストーブの本体などにきつく巻き付けない)
- ☑️ 踏まない。(使用する際は、机や椅子の脚で電源コードを踏みつけていないか確認する)
- ☑️ 電源コードの点検を行う!! (破損や異常を確認した場合は、使用を中止する)
- ☑️ 定期的に、清掃を行う!! (毎年の使用前とシーズン中も定期的に清掃をする)
- ☑️ リコール対象になっていないか確認する!!



NITE 2022・11・14 News Release より

奈良県消費生活センター

〒630-8122
奈良市三条本町8-1
シルキア奈良2F
☎0742-36-0931



奈良県消費生活センター
マスコット しっかりくん

消費者 ホットライン ☎188

全国共通のナビダイヤル

奈良県消費生活センター 中南和相談所

〒635-0085
大和高田市片塩町12-5
大和高田市市民交流センター3F
☎0745-22-0931



リコール製品の事故を防ぐには…



リコール製品を知る

リコールの対象となっていた暖房器具やパソコンなどから出火する火災が多く発生しています。お持ちの製品がリコールにより回収、交換又は修理対象になっていないか確かめてみましょう。もし、対象となっていたら、すぐに使用を中止すること。

最新のリコール情報を入手するには…

消費者庁では、各府省庁等が別々に公表しているリコール対象製品情報の検索をホームページで検索できます。



消費者庁リコール情報サイト
QRコード

消費者庁リコール情報サイト
<https://www.recall.caa.go.jp/>



リコール情報メールサービス

日々公表される新着リコール情報をメールで配信しています。
※無料（通信料金は除く）でご利用できます。高齢者向け商品や子ども向け商品（食品のアレルギー物質表示欠落に関する情報を含む）に限定したリコール情報の配信にも対応しています。



見守り 新鮮情報!!

掃除中の転倒・転落事故に気を付けて!!

⚠️ こんな事故が起こっています!!



- ・脚立に上って、団地内の掲示板の屋根を掃除していたところ、転落し、救急車で運ばれ入院した。（60歳代 男性）
- ・掃除機を使用中、カーペットからフローリングになった途端に吸引力が軽くなり、掃除機に引っ張られて転倒したその後、腰の痛みが続き、病院で受診すると、腰椎の圧迫骨折と診断された。（80歳代 女性）

⚠️ 転落事故にあわないための防止ポイント!!



- ☑ 転落の危険を回避すること。
脚立やはしごを使用する際は、安定した足場に置き、片方の手で固定された家具などにしっかりつかまるなど、慎重に作業する!!
- ☑ 小さな段差など、つまずきの原因になりそうなものをできるだけなくし、足元が見えづらい場所には明るい照明器具などを増やすなど転倒を防止する環境を整える!!
- ☑ 高齢になると、筋力や平衡感覚などの身体機能が低下し、また、骨折しやすくなる傾向があります。届くと思ったところに届かずバランスを崩して転落することもあります。無理な作業は、控える!!



国民生活センター 見守り新鮮情報 第439号（2022年12月6日）より



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら…

消費者ホットライン ☎ 188まで





消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。

屋根工事の点検商法(訪問販売)

～契約急がず誰かに相談～



先日、突然自宅に工業者が来て、「近所で屋根工事をしているが、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検するので、安心してください」と言い、返事をする間もなく、用意していたはしごで屋根に上っていった。しばらくして降りてくると、「複数の瓦にひびが入っていた。少し応急処置をしておいたが、放っておくと大変なことになる。先延ばしにすると大がかりな工事が必要になってくる。今なら費用もそんなに高くつかない。ただ、近所の工事は今日までなので、できれば今すぐ契約してくれたら値引きもする。」と言って70万円の契約書を出してきた。家族と相談してからと思っていたが、親切に応急処置もしてくれたので断り切れずに契約書にサインした。業者は契約書を受け取ると「来週には工事に来るので、はしごを置かせて欲しい」と言って引き上げた。



夕方、帰宅した妻に話をしたら、「近所にも屋根の点検といって訪問しているらしいよ」と聞かされ、最初から契約目的で訪れていたことがわかった。契約書にサインをしたが取り消したい。
(70歳代男性)

トラブルに遭わないためのポイント!!

- ☑ 契約を急がされても、その場ですぐに契約せず家族や身近な人に相談する
- ☑ 「雨漏りがする」などと言われても、事業者の話をうのみにせず、また「現況写真だ」といってひび割れた屋根瓦の写真を見せられたとしても、本当に自分の家の写真かどうか冷静になって確認する!!
- ☑ 勧誘してきた業者とは別の業者でも見積もりをとるなど、比較して冷静に判断する!!
- ☑ 勧誘してきた業者と契約を交わしてしまった場合は、必ず契約書面を受け取り「クーリング・オフ」等の記載事項も確認する!!

今回の事例では、事業者に「クーリング・オフ」を主張し、無条件で解約することができました。



「クーリング・オフ」とは・・・

クーリング・オフ・・・いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、訪問販売等決められた取引について契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除できる制度。

※クーリング・オフするには、契約解除通知書(はがき)または、メール・フォーム・FAX等(電磁的記録)で期間内に事業者へ通知します。

～消費生活センターに相談する!!～消費者ホットライン ☎188

クーリング・オフの通知は、自分で行うことができます。クーリング・オフができる取引かどうか不明なときや、書き方や手続き方法がわからないときは、悩まず消費生活センター等へ相談する。



「くらしの安心・安全サポーター」出前講座活動報告(令和4年4月～12月)

消費生活センターと地域を結ぶパイプ役となり、消費者被害防止のためボランティア活動を行う「くらしの安心・安全サポーター」がみなさんの地域に出向いて、消費者問題に関する様々な情報を伝える「出前講座」を実施しています。今年も、コロナ禍ではありましたが熱心に活動していただきました。

- サポーター「グループあんあん」
- ・4/6(木) 総合支援センターあずさ
 - ・6/14(火) 若葉台集会所
 - ・6/29(水) 柳生公民館
 - ・7/9・23(土) コープふれあいセンター六条
 - ・7/19(火) サロン市営四之坪
 - ・11/28(月) (株)セルポート
 - ・12/3(土) ならサポートワークラボ
 - ・12/16(金) 伏見地域ふれあい会館

- サポーター「ぎ・ひめみこ」
- ・5/14(土) 馬見北2丁目集会所
 - ・9/15(木) 桜井市立中央公民館
 - ・9/15(木) 田中公民館
 - ・11/2(水) 杉ノ木会館



自治会・婦人会・老人会などの地域の集まり、イベントなどにお気軽にご活用ください。

新年あけましておめでとうございます。

今年も「こじかつうしんの消費者クイズ」をよろしくお願ひします。今回はクイズの答えをご応募いただき、全問正解者の中から抽選で3名様に三色ボールペン・5名様に黒色ボールペンを送らせていただきます。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。クイズの正解は、こじかつうしん2月号に掲載します。

めざせ!!
全問正解!!



2023年 お年玉クイズ!!



当選者に
賞品あり!!

- 一昨日、「無料で屋根の点検をします」と訪問してきた業者に見てもらった。点検後、業者から「このままでは雨漏りして大変なことになる」と言われて200万円の屋根工事の契約をした。すでに工事は始まっているが、家族から反対されたので取りやめたい。
 - A.工事が始まっていたり、完了した場合はクーリング・オフできない。
 - B.契約書面を受けとってから8日以内であればクーリング・オフできる。
 - C.代金を支払う前であればいつでもクーリング・オフできる。
- 製造物責任法(PL法)において、製品の欠陥に当たるものはどれですか?
 - A.1年前に購入したノートパソコンのバッテリー部分が発火した。
 - B.先月購入したスマートフォンを地面に落としたりしたら画面が割れてしまった。
 - C.昨日買ったスピーカーの音之急に出なくなった。
- 次のうち、スマホなどを充電するモバイルバッテリーへの表示が義務付けられているものはどのマークですか?



- A.  B.  C.  D. 

◎ご応募方法:下記QRコードからご応募いただくか、奈良県消費生活センターのホームページからご応募ください。

◎締め切り:2023年1月5日(木)



2023年お年玉クイズ応募フォーム



発行:奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三條本町8番1号 シルクア奈良2階
Tel 0742-32-0621/Fax0742-32-2686

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>
なら こじかつうしん1月号(2022年12月25日発行)



ホームページ